

「 あいち森と緑づくり税 」と 「森林環境税及び森林環境譲与税」

項目	あいち森と緑づくり税	森林環境税及び森林環境譲与税
根拠法令	あいち森と緑づくり税条例	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
課税目的	県内の森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備や保全に関する施策に必要な財源の確保	我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源の確保
課税の概要	・ 2009年に課税開始（課税期間 5 年間） これまで 3 回（2013、2018、2023） 税条例を一部改正して課税期間を延長 現在の課税期間は2029年3月まで ・ 個人県民税均等割額に年額500円を加算 ・ 法人県民税均等割額の5％ （1,000円～40,000円）を加算	・ 2024年度から課税開始 ・ 個人住民税（市町村民税・県民税） 均等割と併せて国税として1,000円/人を賦課徴収 ・ 2019年度から先行して市町村及び県へ 「森林環境譲与税」として譲与を開始

「あいち森と緑づくり税」と 「森林環境譲与税」の事業について

項目	あいち森と緑づくり事業	森林環境譲与税活用事業
使途	県内の森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策 ・ 人工林整備 ・ 里山林整備 ・ 都市緑化推進 ・ 環境活動・学習等推進 ・ 普及啓発	< 市町村 > ・ 間伐等の「森林の整備に関する施策」、人材育成及び確保、木材利用の促進や森林の公益的機能に関する普及啓発など「森林の整備の促進に関する施策」 < 県 > ・ 森林整備を実施する市町村の支援等

「あいち森と緑づくり税」と 「森林環境譲与税」の事業について

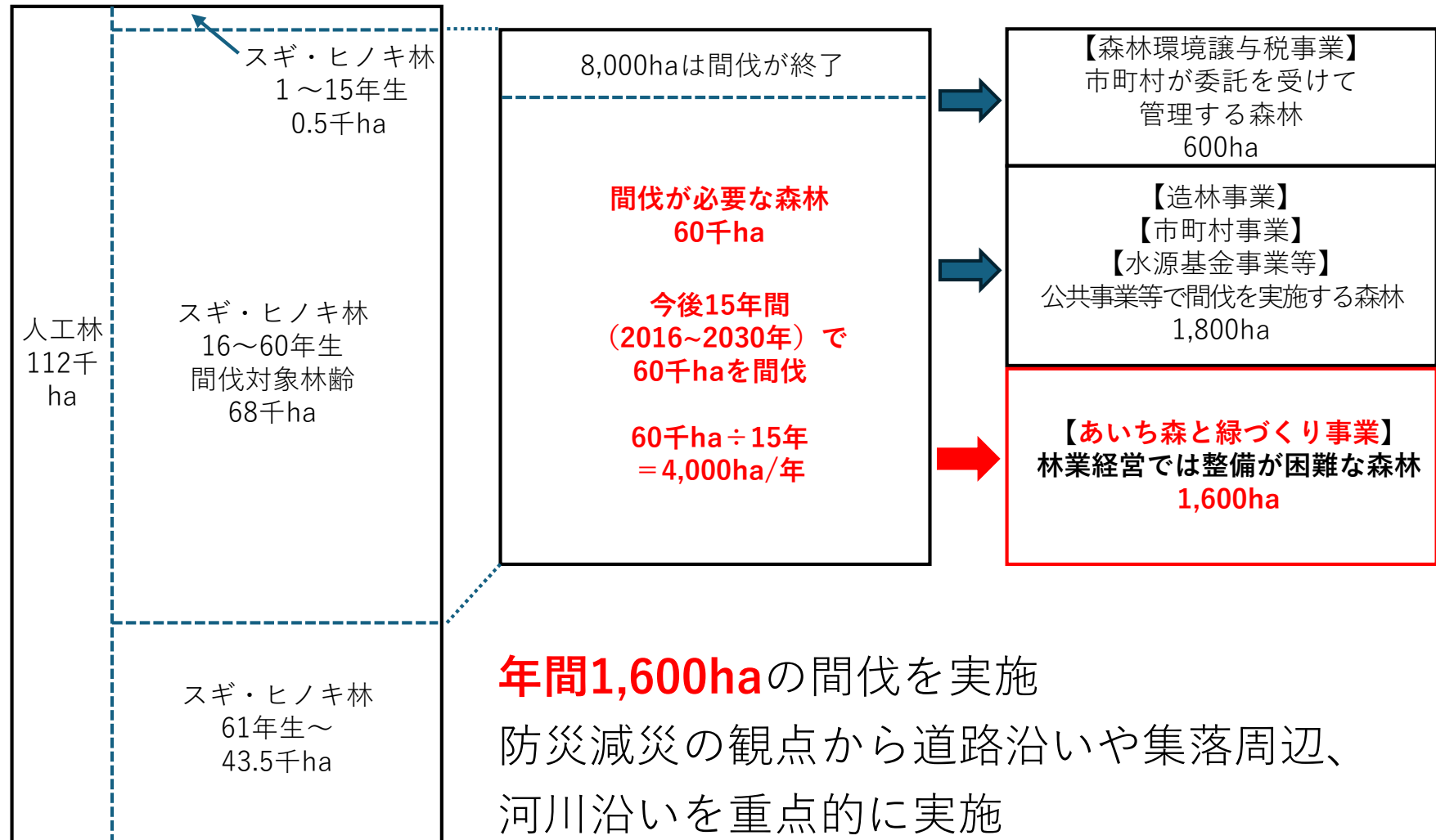
項目	あいち森と緑づくり事業	森林環境譲与税活用事業
森林整備 (間伐)	・主に林業活動による整備が困難な森林について、森林所有者が管理する森林を県が代わって森林整備を実施 ・事業実施後の森林の管理は、森林所有者が実施 ・特に防災・減災やライフライン確保の観点から、道路や河川沿い、集落周辺を重点的に実施	<市町村> ・主に森林所有者が管理できない森林について、市町村が委託を受けて森林整備を実施（森林経営管理制度）
里山林整備	・地域住民やNPO等の活動団体による保全・活用が計画されている市町村の里山林整備への支援を継続 〔保全・活用の計画が無い市町村への支援や県の取組は第2期事業計画から廃止〕	<市町村> ・地域の実情に応じて、整備・保全を担う者がいない里山林の整備を実施
人材育成	・里山林保全活動に関わる者へ里山保全研修の実施、里山保全に係る活動報告や情報交換の場を提供 〔森林整備技術者の確保や育成を目的とした研修を第2期事業計画から廃止〕	<市町村> ・地域の実情に応じて、森林整備の担い手を育成 <県> ・林業経営体を育成

「あいち森と緑づくり税」と 「森林環境譲与税」の事業について

項目	あいち森と緑づくり事業	森林環境譲与税活用事業
木材利用	多くの県民が利用するPR効果の高いモデル的な施設の木材利用に対して支援 〔市町村が行う小中学校の木製備品等の導入に対する支援を第2期事業計画から廃止〕	＜市町村＞ - 市町村が地域の実情に応じて実施
都市緑化推進	都市の緑地の保全・創出・活用等、緑化活動や普及啓発に対して支援	「森林」が対象のため、原則活用不可
実績の公表	森林保全課森と緑づくり推進室のホームページのあいち森と緑づくり委員会の議事録等に掲載	＜市町村＞ - 市町村のホームページに掲載 ＜県＞ - 県林務課のホームページに掲載

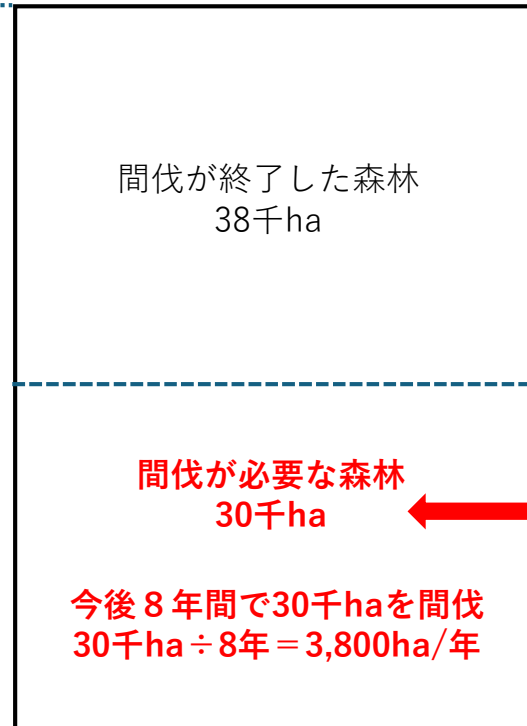
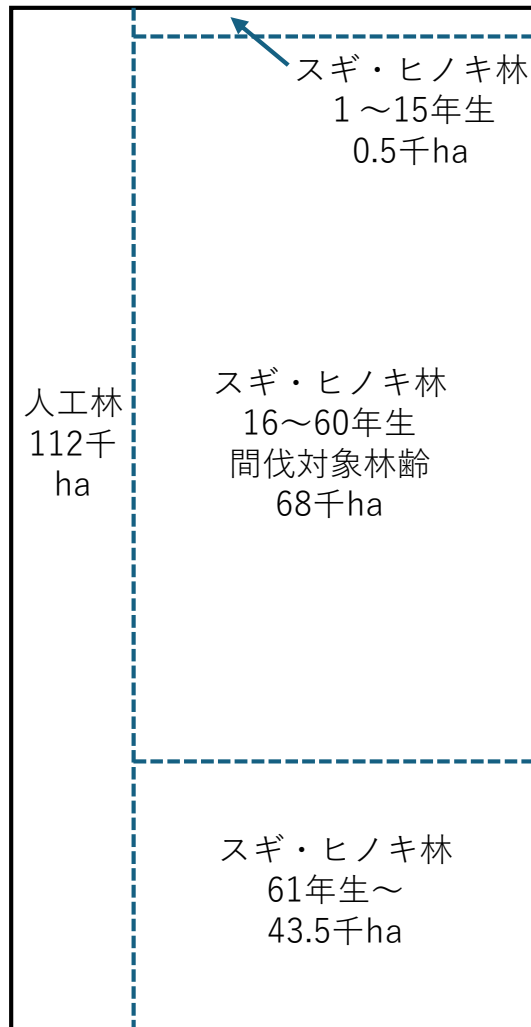
あいち森と緑づくり事業計画について

第2期事業計画（2019年3月時点）



あいち森と緑づくり事業計画について

第2期事業計画（2024年3月見直し時点）



間伐実績、航空レーザ計測結果から
間伐必要面積を再検証

- 2018・2019年航空レーザ計測を実施し、
相対幹距比※を解析
16年～60年生スギ・ヒノキ人工林
相対幹距比20%未満⇒約**40,000ha**

※相対幹距比(Sr)

- ・上層木の平均樹高に対する個体間距離の割合
- ・20%程度が適当、17%を下回ると混みすぎ

○間伐が必要な面積

2019年時点で必要な間伐面積	40,876ha
2019～2022年度間伐実施面積	10,524ha
2023～2030年度間伐必要面積	30,352ha

	2019	2020	2021	2022	合計
間伐実績(ha)	2,820	2,610	2,616	2,478	10,524
森と緑づくり事業(ha)	1,199	1,122	1,291	1,185	4,797

【あいち森と緑づくり事業】
林業経営では整備が
困難な森林
1,400ha

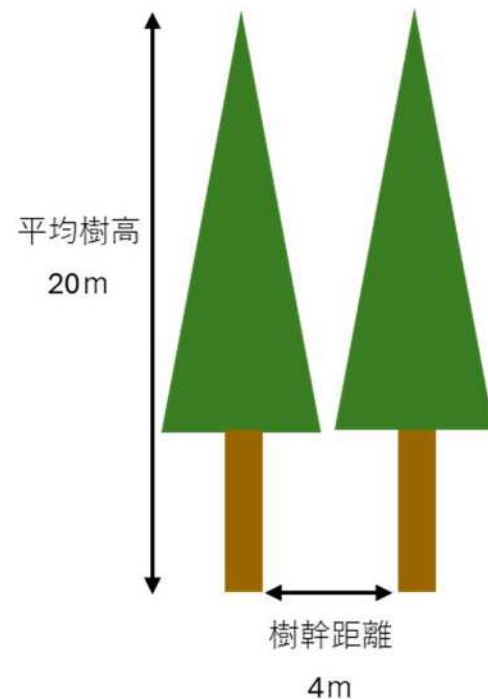
【造林事業・治山事業
・水源基金事業等】
公共事業等で間伐を
実施する森林
1,800ha

【森林環境譲与税事業】
市町村が委託を受けて
管理する森林
600ha

3,800ha

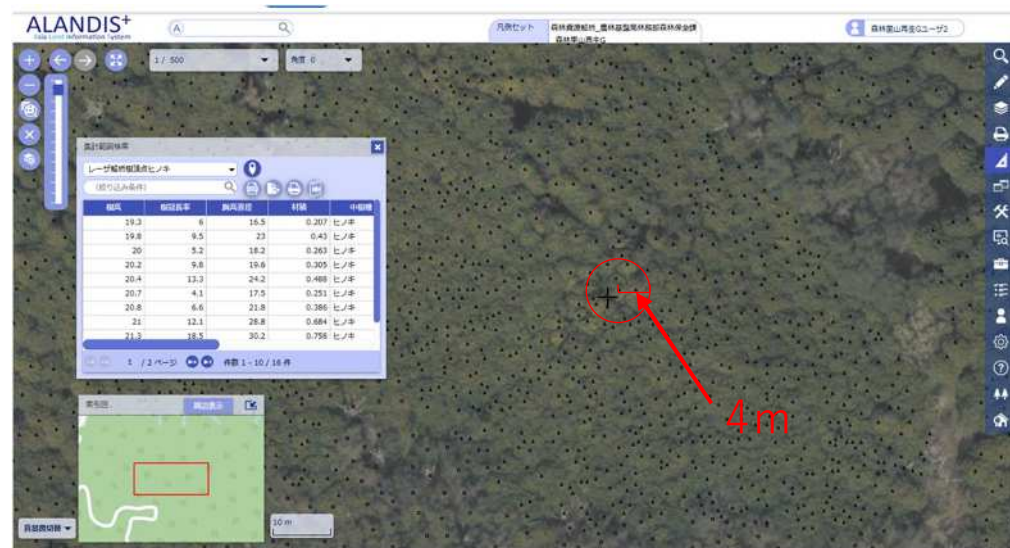
あいち森と緑づくり事業計画について

- どれだけ間伐をやる必要があるのか？



相対幹距比：上層木の平均樹高
に対する立木の幹と幹の間の距離
（幹距）の平均値の割合
 $4 \div 20 \times 100 = 20\%$
⇒20%未満は間伐が必要

2018、2019年度 航空レーザ計測を実施
2021年度 解析完了（相対幹距比算出）



16~60年生のスギ・ヒノキ人工林のうち
相対幹距比20%未満の森林の面積

⇒40,876ha

あいち森と緑づくり事業計画について

- どれだけ間伐をやってきたのか？

航空レーザ計測以降
に実施した間伐面積
⇒10,524ha

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
間伐実績(ha)	4,674	5,228	4,718	4,212	4,296	3,878	3,754	3,373	3,254	3,193	2,820	2,610	2,616	2,478	2,216
森と緑づくり事業(ha)	753	1,522	1,511	1,607	1,813	1,248	1,507	1,662	1,593	1,659	1,199	1,122	1,291	1,185	960

間伐 40,580ha
森みど 14,875ha

間伐 12,740ha
森みど 5,757ha

あいち森と緑づくり事業開始から15年間で

間伐 53,320ha
森みど 20,632ha

実施

あいち森と緑づくり事業計画について

- どれだけ間伐をやる必要があるのか？

2019年時点で必要な間伐面積	40,876 ha
2019~2022年度間伐実施面積	10,524 ha
2023~2030年度間伐必要面積	30,352 ha

間伐対象齢級における
相対幹距比20%未満の
森林の面積

航空レーザ計測以降に
実施した間伐面積

➡ 2030年までに30,000haの間伐が必要
 $30,000\text{ha} \div 8\text{年 (2023~2030年)} = 3,800\text{ha/年}$

【あいち森と緑づくり事業】 林業経営では整備が 困難な森林 1,400ha	【造林事業・治山事業 ・水源基金事業等】 公共事業等で間伐を 実施する森林 1,800ha	【森林環境譲与税事業】 市町村が委託を受けて 管理する森林 600ha
--	---	--

間伐を必要とする森林が依然として多く存在することから、
市町村と県で役割分担の上、相互に補完し合いながら間伐を進めていく